

新有権者の選挙ガイド

気がついて

その一票の

大切さ

たいせつな

明日を決める

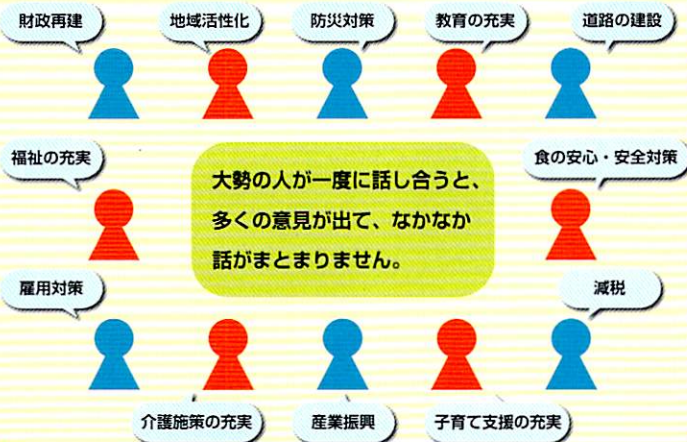
その一票



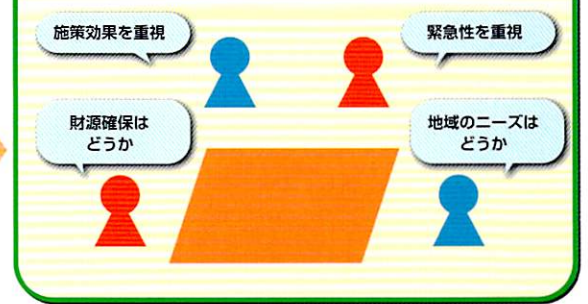
このポスターは、平成26年度明るい選挙啓発ポスター金賞(小松市立高等学校 楠澤 柚香さん)作品です。
標語作品は能登町立松波小学校 山本 煌大さん(右)・加賀市立錦城小学校 西出 琉太さん(左)の作品です。

選挙ってどうして大切なんだろう？

地域の住民から政治に期待することを聞くと…



地域の代表者で話し合い



各施策の予算配分が決定

有権者が代表者を選び、その代表者により政治が行われています。
つまり、一人一人が投票することにより、政治に参加する権利が保障されている、とすることができます。

投票しないとどうなるの？

20歳代の方の投票率は低い傾向が続いています。

H26 衆議院議員総選挙 年代別投票率

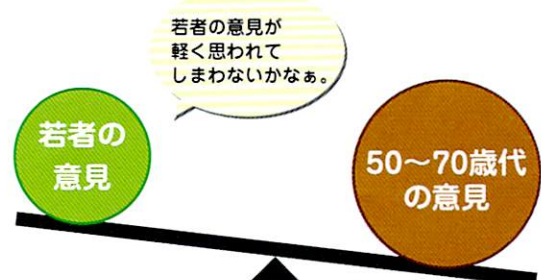
20歳代前半	22.60%
20歳代後半	32.29%
60歳代後半	69.63%
70歳代前半	69.62%

投票を棄権した理由 (明るい選挙推進協会調べ)

- 第1位 適当な候補者がいなかったから
- 第2位 選挙に関心がないから
- 第3位 政策などの違いがよくわからないから

投票を棄権する人が増えることは、民主主義の健全な発達という面で好ましいことではありません。皆さん、棄権することなく、積極的に投票しましょう。

若者の投票率が低いと…



投票から当選人の決定まで

① 投票所入場券が届く

選挙管理委員会から、ご自宅へ投票所入場券が郵送されます。

市町によっては、世帯の全員分が同封されている場合もあります。



② 投票所での本人確認

投票所入場券に記載された投票所へ行きます。受付で、入場券により、本人確認が行われます。

入場券がなくても、本人確認に時間がかかりますが、投票することができます。



(投票時間:午前7時から午後8時まで(13時間))

③ 投票用紙の交付

本人確認後、投票用紙が交付されます。

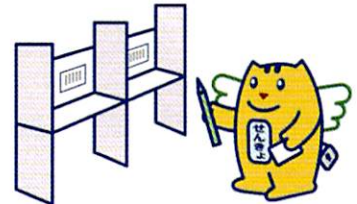
国政選挙など、2種類ないし、3種類の投票を行う場合は、それぞれ投票用紙は違う色となっています。



④ 候補者の氏名等の記載

記載台には鉛筆が用意されています。また、候補者の氏名等が掲示されているので、ご確認のうえ記載してください。

なお、投票所内で、スマートフォンなどは使用しないでください。



⑤ 投票箱への投函

投票用紙を二つ折りのうえ、投函してください。



⑥ 開票・当選人の決定

投票箱は、開票所に集められ、候補者から届出のあった開票立会人のもとで投票箱が開かれます。

全ての票の点検を行い、候補者ごとの得票数が計算され、得票数の多い順に当選人が決定されます。



せっかくの一票が無効になることも

投票用紙には、候補者1人の氏名(選挙によっては政党等の名称)を、はっきりと正確に記載する必要があります。何と書いたか不明な投票は、無効となる場合があります。なお、候補者の氏名等は、「ひらがな」で書いても、有効となります。

投票が無効になる例

- ① 2人以上の候補者の氏名を書いたもの
- ② 氏名の他に文字や記号などを書いたもの
(候補者の氏名のみ記載し、「様」や「さん」は記載してはいけません。)
- ③ 立候補していない人の名前を書いたもの
- ④ 白紙のもの など

せっかくの投票を無駄にしないように、はっきりと正確に書こうね!!



教えて、めいすいくん (投票についての質問)



選挙の当日、家族旅行の予定
なんだけど、投票はできない
のかな？

投票日に、

- ①旅行やレジャー、買い物に行く人
- ②仕事や冠婚葬祭などで外出する人
- ③出産や入院などで投票に行けない人
などは、期日前投票ができるんだよ。



期日前投票って、どこで、いつ
からいつまでできるの？

立候補届出日の翌日から投票日の前日までの毎日、午前8時30分から午後8時までだよ。
お住まいの市町の役所や役場のほか、複数の期日前投票所が設置される市町もあるよ。
H26の衆議院総選挙のときは、石川県内(19市町)では59箇所も設置されていたんだよ。



選挙の当日だと決められた投票所で投票するって聞いたけど、期日前投票はどうなの？

お住まいの市町の期日前投票所であれば、どの期日前投票所でも投票できるんだよ。
例えば、金沢市の人であれば、金沢市内の、どの期日前投票所でも投票ができるんだ。
ちなみに、期日前投票の場合も、投票所入場券を忘れずに持って行こうね。



期日前投票って便利そうだけど、どれくらいの人が利用しているのかな？

期日前投票の利用者は増加傾向にあって、今では投票者のうち、約3割が期日前投票をしているよ。
H16に制度が始まってから、徐々に利用者が増えてきているんだよ。



進学や就職で、県外へ引越したときは、石川県の選挙の投票はできるのかな？

石川県ではなく、引越し先の選挙区の投票をすることになるんだよ。
だけど、住民票をそのままにしておくと、石川県でも、引越し先でも投票できなくなる場合があるから、住民票の異動の手続きはしっかりやっておこうね。



引越し先から、帰省している場合は、一度、引越し先に帰らないと投票できないの？

そんな場合は、不在者投票ができるんだよ。
不在者投票は、住んでいる市町村以外の場所で投票できる制度なんだ。
投票用紙などを郵送でやりとりするから、手続きは早めにする必要があるんだ。詳しい手続きは、選挙管理委員会に確認しようね。



緊張して、投票用紙に名前を書き間違えたらどうしよう？

投票用紙の記載台には、候補者の氏名等が掲示されているんだ。
これをしっかりと見て、間違えないように、落ち着いて、記載すれば大丈夫だよ。
もし書き間違っても、二重線で消して、残りのスペースに記載すれば、いいんだよ。

国政選挙について

衆議院議員総選挙

● 石川県の選挙区は次のとおり

①小選挙区：3区（全国：295区）※1つの小選挙区での当選人は1人

第1区：金沢市

第2区：野々市市、白山市以南

第3区：内灘町、津幡町以北

②比例代表：北陸信越ブロック（新潟、富山、石川、福井、長野）

定数11人、全国では11ブロック、定数180人となる。

● 投票は、次の3種類（数ある選挙の中で最も多い）

①小選挙区選挙

②比例代表選挙

③最高裁判所裁判官の国民審査

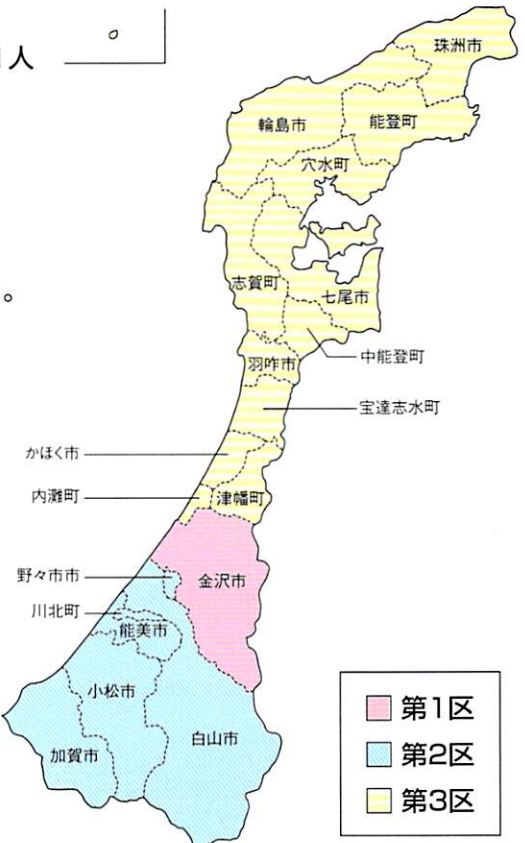
● 小選挙区選挙の落選議員も惜敗率により、

比例代表選挙で復活当選となる場合がある。

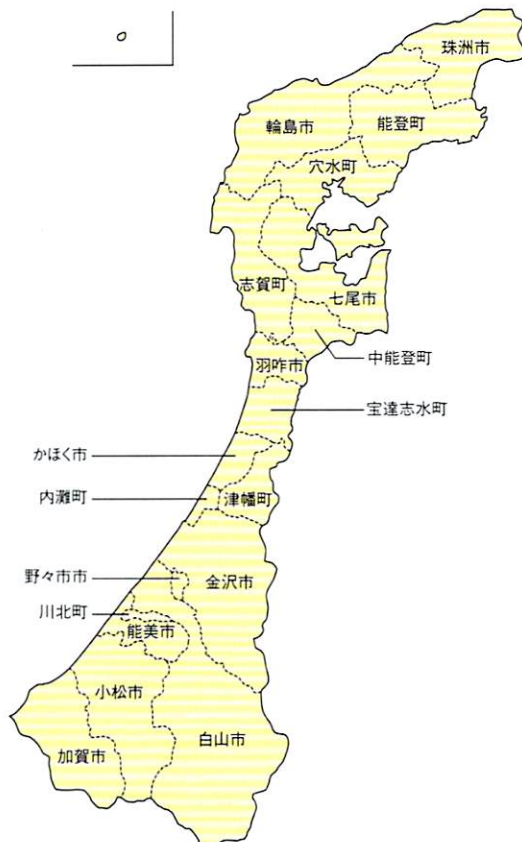
● 比例代表の投票用紙には、政党名を記載する。

● 衆議院議員の任期は4年（ただし、解散がある。）

（直近選挙の投票率）H26.12.14 県全体 49.16%（全国 52.66%）
（第1区 43.12%、第2区 49.55%、第3区 57.30%）



参議院議員通常選挙



● 3年ごとに定数の半数が改選される。

● 石川県の選挙区は次のとおり

①選挙区選挙：石川県全域で定数2人（3年ごとに1人を選挙する。）
（全国：45選挙区で定数146人）

②比例代表選挙：石川県を含む全国の区域で定数96人

● 投票は、次の2種類

①選挙区選挙

②比例代表選挙

● 比例代表選挙の投票用紙には、

①候補者名、または②政党名を記載する。

なお、H25の比例代表選挙では、

12政党および候補者162人の届出があり、これらの中からいずれかが、選ばれ、投票用紙に記載されています。

● 参議院選挙では、比例代表選挙での復活当選はない。

● 参議院議員の任期は6年。

ただし、3年ごとにその半数を改選するため、3年ごとに選挙が執行される。

（直近選挙の投票率）H25.7.21 54.98%（全国 52.61%）

地方選挙について

石川県知事選挙

- 選挙区は石川県全域（当選人は1人）
- 投票は、1種類
- 知事の任期は4年（満了日H30.3.26）
- 直近では、H26.3.16に選挙執行
（統一地方選挙ではなく、本県単独の執行）
（直近選挙の投票率） H26.3.16 44.98%

石川県議会議員選挙

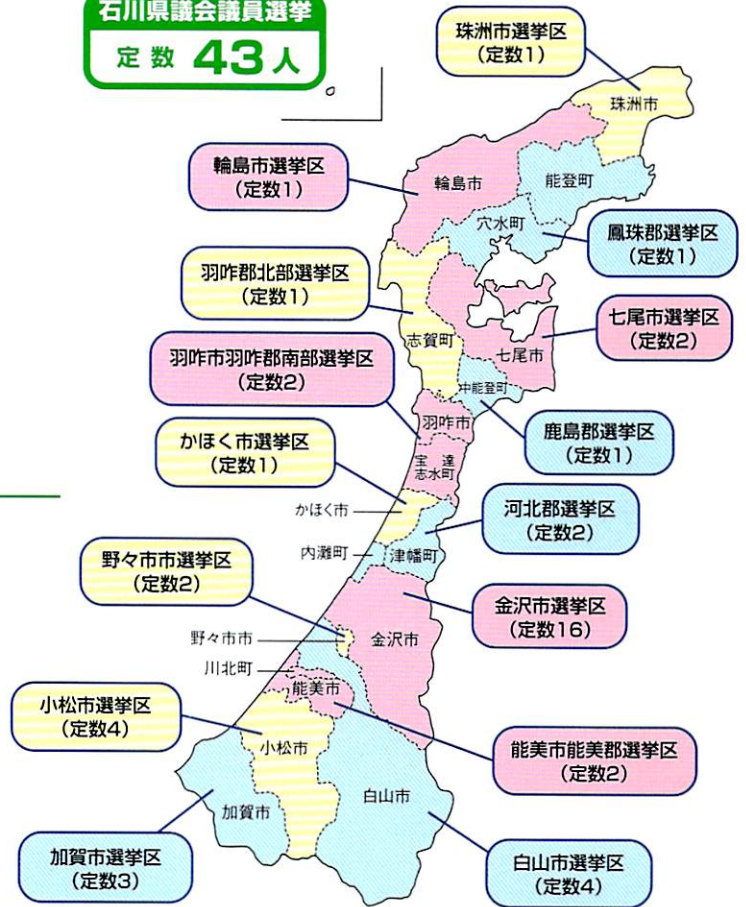
- 選挙区は15選挙区、定数は43人
（選挙区ごとの定数は右図のとおり）
- 投票は、1種類
- 4年ごとに、統一地方選挙として執行される。
- 任期は4年（満了日H31.4.29）
（直近選挙の投票率） H27.4.12 48.15%

市町の長及び議会議員選挙

- 投票は、1種類
- 任期は4年（選挙は4年ごとに執行）
- 野々市市長、川北町長ほか 5市5町の議会議員選挙が統一地方選挙として執行される。
（金沢市、小松市、輪島市、珠洲市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、穴水町）
（直近統一地方選挙の投票率） H27.4.26 49.29%

石川県議会議員選挙

定数 43人



平成27年8月現在

市町名	任期満了日		議員定数
	長	議員	
金沢市	30.12.9	31.5.1	38
七尾市	28.11.6	29.10.31	22(18)
小松市	29.4.12	31.5.1	22
輪島市	30.3.18	31.4.25	17
珠洲市	30.6.10	31.4.29	14
加賀市	29.10.29	29.10.29	20
羽咋市	28.10.31	29.9.29	14
かほく市	28.4.10	29.4.30	15
白山市	30.12.4	29.3.5	21
能美市	29.2.26	29.10.31	18
野々市市	31.6.9	31.4.26	15

市町名	任期満了日		議員定数
	長	議員	
川北町	31.4.26	31.4.29	10
津幡町	30.4.24	31.4.29	16
内灘町	29.2.10	31.4.30	13
志賀町	29.9.24	31.4.30	16
宝達志水町	29.4.2	30.12.31	12
中能登町	29.4.2	30.6.30	14
穴水町	30.2.1	31.4.27	10
能登町	29.4.9	30.10.31	14

※1 議員定数欄の（）書きは、次回の一般選挙から適用される議員定数です。
 ※2 任期満了による選挙は、原則として任期満了日の前30日以内に行われます。

選挙運動について



18歳未満の人の選挙運動

- 1 18歳未満の人が選挙運動をすることは、法律で禁止されています。**
(改正公職選挙法が施行される平成28年6月までは、未成年者の選挙運動は禁止されています。)
候補者のお子さんや親族であっても、18歳未満の人は選挙運動はできません。

<選挙運動となる行為の例> ※18歳未満の人は次の行為は禁止されています。

- 友人や友人の家族に、特定の候補者への投票を依頼すること。
- 選挙運動用自動車に乗車すること。
- 演説会場の入口などで、来場者などに対して「ありがとうございます」、「よろしくおねがいします」などの声かけを行うことや一礼をすること。

2 選挙運動ができる期間

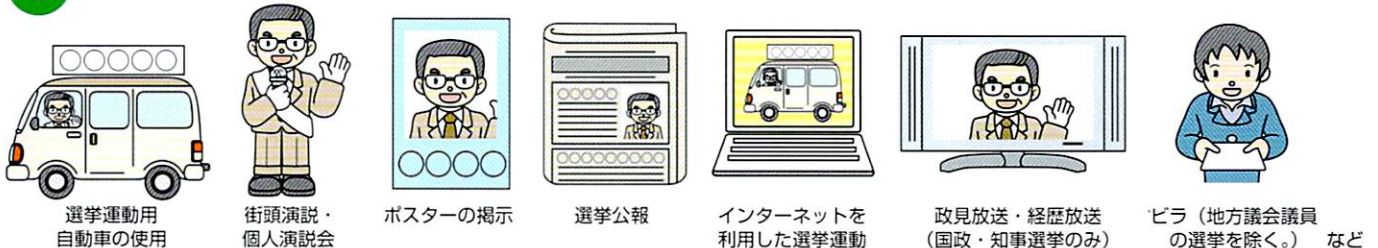
立候補届出日から投票日の前日まで(これ以外の期間は**事前運動**となり、**禁止**されています。)

<事前運動となる行為の例>

- 立候補届出日前に、友人に特定の候補者への投票を依頼すること。
- 親が立候補予定者である生徒が、友人への年賀状・暑中見舞い、メールやSNS等に投票を依頼する文言を書いて送ること(選挙運動期間中であっても当然、禁止されます)。
(「次の選挙はよろしく」等の投票依頼と見なされる場合も含まれます)



3 認められている選挙運動



選挙運動用
自動車の使用

街頭演説・
個人演説会

ポスターの掲示

選挙公報

インターネットを
利用した選挙運動

政見放送・経歴放送
(国政・知事選挙のみ)

ビラ(地方議会議員
の選挙を除く。) など

<禁止されている行為の例>

- 投票依頼や選挙のお礼の目的で、戸別に友人宅を訪ねること。
- ジュース等の飲食物や金品を無償で提供し、その見返りに投票を依頼すること。
(選挙期日後に、選挙に関するお礼として提供される場合も含まれます)
- 特定候補者の似顔絵やイラスト等を描き、掲示すること。



4 インターネットを利用した選挙運動 (インターネットで投票することはできません)

一般の有権者は、SNS、ブログやホームページを利用した選挙運動はできますが、**18歳未満の人はできません**。
なお、一般の有権者も、**電子メールを使った選挙運動は禁止**されています。(候補者や政党のみ可)

<選挙運動となる行為> ※18歳未満の人は次の行為は禁止されています。

- 選挙運動メッセージをブログや掲示板に書き込むこと。
- 選挙運動の動画を投稿すること。
- 選挙運動メッセージをSNSなどで広めること(リツイート、シェアなど)。
- 選挙運動用メールを転送すること。 ※一般の有権者も禁止
- 選挙運動用HPやメールを印刷して、頒布すること。 ※一般の有権者も禁止

一般有権者の
電子メールによる
選挙運動



<禁止されている行為の例>

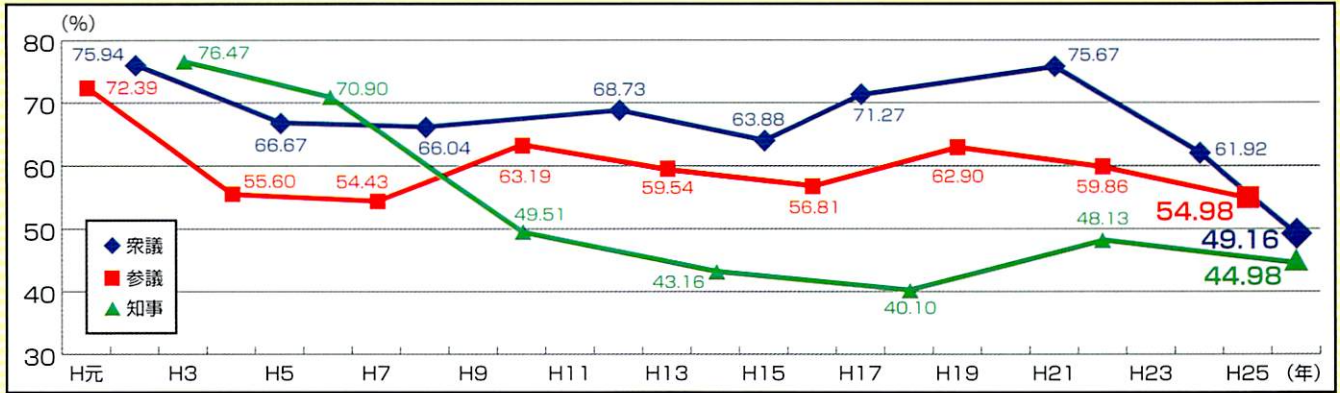
- 有名な政治家が応援演説のため来県した際、応援演説などの画像や動画をSNSで広めることは、選挙運動となるので、一般の有権者は禁止されていませんが、18歳未満の人は禁止されています。
- 選挙公報や候補者の顔写真・氏名等が入ったポスターを写真で撮り、電子メールで送信すること。
- 親が立候補予定者である友人に頼まれて、他の友人に投票依頼の電子メールを送ること。

石川県における投票率の推移



投票率は、投票することができる人のうち、どのくらいの人実際に投票したかを表すものです。石川県内における投票率は下の3つグラフのとおりです。どのようなことが見えてくるでしょうか。

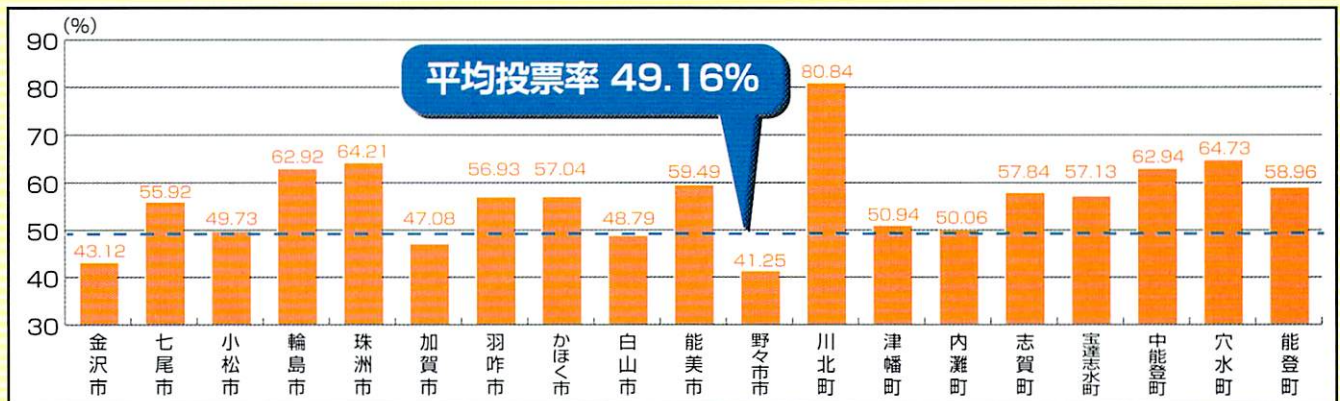
■ 平成以降の国政・知事選挙の投票率の推移



■ 県内の年代別投票率 (第47回衆議院議員総選挙 (小選挙区) H26.12.14 執行)



■ 県内の市町別投票率 (第47回衆議院議員総選挙 (小選挙区) H26.12.14 執行)



- ・ 衆議院・参議院・知事の選挙とも、全体的に投票率は低下傾向にあります。
- ・ 若い年齢層が低投票率 (20歳代前半では約5人に4人が棄権) となっています。

若い人たちの投票率が低いです。みなさん、ぜひ投票に行きましょう！

発行：石川県選挙管理委員会・石川県明るい選挙推進協議会

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-1282 FAX:076-225-1287 E-mail:senkyo@pref.ishikawa.lg.jp

平成27年8月発行